

北九州市定住促進支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、北九州市定住促進支援事業に係る補助金（以下「補助金」という。）を民間住宅事業者に交付し、及び当該事業者による優遇措置を良質な住宅の建設又は購入を行う市外からの転入世帯に対し併せて実施することにより、転入世帯の市内への定住を促進することを目的とする。

2 前項の補助金の交付等に関しては、北九州市補助金交付規則に定めるもののほか、この要綱の定めによるところとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 良質な住宅 次のア及びイに掲げる住宅をいう。

ア 新たに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことがないもののうち、次の（ア）に該当し、かつ（イ）から（エ）までのいずれかに該当する住宅（以下「新築住宅」という。）

（ア） 戸建て住宅にあっては敷地面積が 200 m²以上（市長が別に定めるまちなかの戸建て住宅にあっては、165 m²以上）、マンションにあっては住戸専用品面積が 55 m²以上であること。

（イ） 住宅性能表示制度による住宅性能評価書の交付を受け、次の表の左欄に掲げる評価項目の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める等級のいずれかを満たすこと又は2以上の評価項目がそれぞれ同表の右欄に定める等級の1等級下位の等級を満たすこと。

評価項目	等級
高齢者等配慮対策等級	3以上
省エネルギー対策等級	4
耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）	2以上

（ウ） 住宅金融支援機構が定める「フラット35S」の技術基準に適合し、適合証明書の交付を受けていること。

（エ） 建築物総合環境性能評価システム（CASBEE）による評価結果が「B+（よい）」以上であること。

イ 既に建築された住宅（アに該当するものを除く。）のうち、次の（ア）か

ら（ウ）までのいずれにも該当する住宅（以下「中古住宅」という。）

（ア） 戸建て住宅にあっては敷地面積が 200 ㎡以上（市長が別に定めるまちなかの戸建て住宅にあっては、165 ㎡以上）、マンションにあっては住戸専用面積が 55 ㎡以上であること。

（イ） 住宅金融支援機構が定める「フラット 3 5」の技術基準に適合し、適合証明書の交付を受けていること。

（ウ） 住宅に係るバリアフリーリフォームの施工、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成 1 9 年法律第 6 6 号）第 1 9 条第 2 号に規定する保険の加入その他市長が適当と認める住宅に係る付加価値を加えたものであること。

（2） 指定事業者 次のアからウまでのいずれにも該当する者をいう。

ア 良質な住宅を供給できる民間住宅事業者

イ 本事業の趣旨に賛同し、北九州市と北九州市定住促進支援事業に係る協定を締結した者

ウ 市外転入者（次条第 1 項第 3 号に規定する市外転入者をいう。）に対し、市長が適当と認める優遇措置を実施する者

（ポイント及び補助金の交付）

第 3 条 ポイントの交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を備えている者でなければならない。

（1） 市内において供給される良質な住宅の建設又は購入（指定事業者による市長があらかじめ指定した土地への建設又は指定事業者が所有するもののうち市長があらかじめ指定したものの購入に限る。以下「良質な住宅の建設等」という。）を行った者であること。

（2） 自らの居住の用に供するため良質な住宅の建設等を行った者であること。

（3） 市長が第 4 条第 1 項の認定の申請を受けた日において次のいずれかに該当する者（以下「市外転入者」という。）であること。

ア 1 年以上継続して市外に居住している者

イ 市内に転入後 2 年以内の者で転入前 1 年以上継続して市外に居住していたもの。

（4） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）（以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは同条第 6 号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

- 2 市は、第5条第2項の規定によりポイントの交付を決定した者に対し、その者の属する世帯の世帯員（市外転入者に限る。）1人当たり15万ポイント（1世帯につき50万ポイントを上限とする。）を交付する。
- 3 ポイントは、1ポイントを1円として換算し、良質な住宅の建設等に係る費用の支払に充てることができる。
- 4 指定事業者は、前項の規定により費用の支払に充てられたポイントについて、市に対して補助金の交付を申請することができる。この場合において、市は、当該申請に係る利用者（第6条に規定する利用者をいう。）が第1項第1号及び第2号に掲げる要件を具備する者であることを確認し、及び第2項に規定するポイント数について当該申請時における同項の世帯員数に基づき算定して、第9条第2項の決定を行うものとする。

（ポイント認定申請）

第4条 良質な住宅の建設等を行う者が前条第1項に規定する要件を満たすことの認定を受けようとするときは、良質な住宅の建設等に係る契約の締結前に、次の書類を市長に提出して認定の申請をしなければならない。この場合において、同項第1号及び第2号に掲げる要件にあつては、「行った者」を「行う予定である者」と読み替えるものとする。

- （1）ポイント交付対象者認定申請書（第1号様式）
- （2）世帯全員の住民票の写し
- （3）良質な住宅の建設等に係る見積書等の書面
- （4）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

2 市長は、前項の書類の提出があつた場合はこれを審査し、同項の認定をしたときは、ポイント交付認定通知書（第2号様式）を同項に規定する申請者に交付するものとする。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の認定を取り消すことができる。

- （1）第1項の申請を受けた日から2年以内に同項に規定する申請者において該当する良質な住宅への転居がなされないとき。
- （2）第1項第1号に掲げる申請書に記載した良質な住宅の建設に係る敷地又は購入する物件が変更になったとき。
- （3）利用者（第6条に規定する利用者をいう。以下この項において同じ。）が良質な住宅を自らの居住の用に供しないとき。
- （4）利用者が死亡したとき。
- （5）利用者が暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号

に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者であること。

(ポイント交付申請)

第5条 前条第1項の認定を受けた者は、良質な住宅の建設等に係る契約の締結後、次の書類を市長に提出して交付の申請をしなければならない。

- (1) ポイント交付申請書(第3号様式)
- (2) 世帯全員の住民票の写し
- (3) 良質な住宅に係る譲渡契約又は建設工事請負契約書の写し
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

2 市長は、前項の書類の提出があった場合はこれを審査し、ポイントの交付の決定をしたときは、ポイント交付決定通知書(第4号様式)を同項に規定する申請者に交付するものとする。

(ポイント交付変更申請)

第6条 前条第2項の決定を受けた者(次項の規定により決定を受けた者を含む。以下「利用者」という。)は、事情の変更により世帯員の数が減少した場合は速やかにポイント交付変更申請書(第5号様式)を市長に提出して、既に交付されたポイントの変更に係る申請をしなければならない。

2 市長は、前項の書類の提出があった場合はこれを審査し、ポイントの交付の変更に係る決定をしたときは、ポイント交付変更決定通知書(第6号様式)を同項に規定する申請者に交付するものとする。

(ポイントの利用)

第7条 利用者は、取得したポイントを良質な住宅の建設等に係る対価に充当するものとする。

(補助金の交付申請等)

第8条 指定事業者が補助金の交付を受けようとするときは、次の書類を市長に提出して補助金の交付の申請をしなければならない。

- (1) 補助金交付申請書(第7号様式)
- (2) ポイント利用報告書(第8号様式)
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

2 市長は、前項の書類の提出があった場合はこれを審査し、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書(第9号様式)を同項に規定する申請者に交

付するものとする。

(補助金の実績報告等)

第9条 指定事業者は補助事業が完了したときは、20日以内に次の書類を市長に提出して事業の完了の報告をしなければならない。

- (1) 事業実績報告書(第10号様式)
- (2) 利用者の属する世帯全員の住民票の写し
- (3) 良質な住宅に係る譲渡契約又は建設工事請負契約書の写し
- (4) 優遇措置実行報告書(第11号様式)
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

2 市長は、前項の書類の提出があった場合はこれを審査し、事業の完了を認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、額の確定通知書(第12号様式)を指定事業者に交付するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第10条 指定事業者は、補助金請求書を市長に提出して補助金を請求しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があった場合はこれを審査し、補助金の請求が正当なものであると認められるときは、第8条第2項の規定による補助金の交付の決定(以下「補助金交付決定」という。)を受けた者に対し請求のあった補助金を交付するものとする。

(補助金の取消し及び返還)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付決定を取り消し、既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。

- (1) 補助金交付決定を受けた者が提出した書類の記載内容に虚偽があったとき。
- (2) 補助金交付決定を受けた者が、この要綱の規定又は補助金に係る譲渡契約若しくは建設工事請負契約の条項に違反したとき。

(加算金及び延滞金)

第12条 補助金交付決定を受けた者が前項の規定により補助金交付決定を取り消され、既に交付を受けた補助金の返還を命ぜられたときは、当該補助金の受領の日から返還の日までの日数に応じ、当該補助金の額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)について年10.95パーセントの割合で計算し

た加算金を市に納入しなければならない。ただし、加算金の金額が10円未満であるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定により加算金を納入しなければならない場合において、補助金の返還を命ぜられた者の納入した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納入した金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充当するものとする。
- 3 第1項の規定により補助金の返還を命ぜられた者が、これを返還期限までに返還しなかったときは、返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、その未返還金額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）について、年14.6パーセントの割合で計算した延滞金を市に納入しなければならない。ただし、延滞金の金額が10円未満であるときは、この限りでない。
- 4 前項の場合において、当該返還を命ぜられた補助金の未返還額の一部が返還されたときは、当該返還の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未返還額は、その返還された金額を控除した額によるものとする。

（財産の処分の制限）

第13条 利用者は、良質な住宅について、転居から2年間は、この要綱の目的に反して使用し、譲渡し、交換し又は貸し付けてはならない。

第14条 市長は、利用者が良質な住宅を前条の規定に反して使用し、譲渡し、交換し又は貸し付けたときは、利用者をしてこの要綱の規定により交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納入させることがある。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は建築都市局長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成22年8月10日から施行する。